

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成30年2月1日(木)

開会 9時00分

閉会 10時40分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 浅井雅之、

次長(育成支援・社会教育担当) 辻善典、次長(学校教育担当) 宮路正弘、

次長(研修担当) 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 長尾和子

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人、主幹 山口永介、  
充指導主事 山本勇人

子ども安全対策監 小林宏行

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 山北正也、主幹 奥山充人

福利・給与課 課長 谷岡徳夫、課長補佐兼班長 中野雅人

教育政策課 課長 辻成尚、主査 西達夫

### 5 議案件名及び採択の結果

	審議結果
議案第43号 平成30年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第44号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第8号)について	原案可決
議案第45号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号)について	原案可決
議案第46号 三重県いじめ防止条例案	原案可決
議案第47号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第48号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)	原案可決

議案第 4 9 号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 5 0 号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 5 1 号	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 5 2 号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	原案可決

## 6 報告題件名

報告 1 平成 2 9 年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（1月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 4 3 号から議案第 5 2 号は、県議会提出前のため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 4 3 号から議案第 5 2 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

報告 1 平成 2 9 年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」の結果について  
(公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告 1 平成 2 9 年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」の結果について

平成 2 9 年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」の結果について、別紙のとおり報告する。平成 3 0 年 2 月 1 日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

お手元資料の1ページでございます。本調査につきましては、スマートフォン等の使用に関する実態・意識等を把握するために、県が独自に小中高等学校の児童生徒を対象に実施したものでございます。今回は平成26年度に実施し、今回3年振りの調査となります。

主な概要でございますが、「2 要旨」にお示ししましたとおり、ケータイの所持率については、小中学校で増加しており、児童生徒のケータイを持ち始める時期が低年齢化し、SNSの普及、使用時間の増加が見られます。そのような状況を踏まえまして、児童生徒の情報モラル教育、教職員の指導力の向上、保護者への啓発等が一層必要と考えているところです。

「3 主な調査結果と課題」についてですが、全17の調査項目から、ポイントとなる6項目についてまとめてございます。先ほども触れましたが、「(1) ケータイの所持率について」は、高校生は、ほぼ10割で、小学生約5割、中学生で約7割という状況です。

学調の児童生徒質問紙の結果と比べますと、小中学校ともに1割程度低い結果となりました。

2ページをご覧ください。「(2) ケータイを持ち始めた時期について」でございます。持ち始める時期が低年齢化しております。それから、「(3) ケータイの使用状況について」は、一日に2時間以上利用している児童生徒が、小学生で約2割、中学生で約5割、高校生で約7割と、全校種で増加しております。

3ページでございます。「家庭でのルールがある」と答えたのは、小中学生で約5割、高校生が約2割にとどまりました。

また、「(6) ケータイを使用していて困っていること」についてですが、小学生は「何か被害に遭わないか心配になる」、中高生は「勉強に集中できない」と回答している児童生徒が多い反面、小学生の約7割、中高生の約5割が、困っていないと回答しています。

こうした状況を受けまして、「4 今後の取組」でございます。児童生徒に対しては、インターネットの利用に係る危険性等を示した啓発リーフレットを、今年度内に作成をして、県内全学校に配付をいたします。また、本調査結果や高校生の声を「みえネットスキルアップサポート」の問題に反映したり、小中学生へのメッセージとして加えるなど、内容を改善してまいりたいと考えております。さらに、高校生の意見交流会を中学生にまで広げて、児童生徒がケータイの適切な使用に係る課題を見つけ、解決するための取組を通して自ら考え行動できる力を育成してまいります。

教職員に対しましては、インターネットトラブル対応事例集に、新たにトラブルの未然防止につながる事例を加え改訂するとともに、本事例集を活用した研修会を実施し、指導力の向上を図ります。また、各校に対し、いじめと同様に、ケータイの使用に係る児童生徒の実態についても、日常的に把握に努めるよう、指導・助言してまいります。

保護者に対しては、ネット啓発講座を来年度も引き続き開催し、本調査や高校生の声を伝え、内容を一新し、家庭でのルールづくりと児童生徒の見守りについて依頼してまいりたいと考えております。

4 ページ以降に参考として調査全項目の結果を付けさせていただきました。よろしくをお願いします。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

もしかしたら、調査項目の中にないのかもしれないんですけど、一つは、スマートフォン等の夜間使用について、例えばナインオフとかテンオフとかいうようなことがなされているところがあるのかどうかというのはわかりますか。

生徒指導課長

今回の調査については、ルールの有無は聞いていますが、どういうルールかということは聞いておりません。

森脇委員

わかりました。それから、もう一つは、三重県の子どもたちの調査だと思いますが、経年的な比較はできているのですが、例えば、同類のほかの都道府県の調査と比べて、三重県の子どもたちに特徴があるとか、そういうことはあるのでしょうか。

生徒指導課長

内閣府で平成29年3月に発表しております「平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査」というのがございまして、そちらのほうで所持率について調査をさせていただきます。これが、平成28年度の数値になりますが、小学生で所持が51.4%、中学生で62.5%、高校生で96.5%という数字になっております。おおよその小学生5割、中学生がこちらの内閣府の調査では6割強、高校生が10割近くということですね。ほぼほぼ、全国と同程度かなという感触は持っております。

森脇委員

小学生はちょっと多いですね。それは、何か。

生徒指導課長

内閣府の調査は調査数が少なく、小中高で5,000人程度の調査でございます。どこまで比較ができるかということもあるんですが。

先ほどお尋ねがございました、テンオフ等の夜の使用についてですが、例えば鳥羽市さんであったり名張市さんであったり、お家の方やPTAの方が中心になられてルールを決めていらっしゃる場所では、何時以降は電源を切りましょうというようなルールでされているところもあると聞いています。

岩崎委員

それは、実際、効果があるというふうにデータでは出ないのですか。

生徒指導課長

そのあたりの関連は。

岩崎委員

市町村別のもので何かそれが名張とかそういうところは効果があるとなっていれば説得的ですが。

森脇委員

ぜひ、またわかったら教えていただきたい。名張とか鳥羽の。

岩崎委員

それが、こういう調査でほかとは違う結果が出たりしているということであれば、それを推進すべきだろうと思うし、結局、インターネットの危険性について学ぶ機会とかを見ても、学校で先生からというのは、すごく多いわけですね。

それで家庭でのルールというときに、今のお話も含めて、どちらかといえば高校生でも利用料金で歯どめをかけている感じですよ。ただ、一方では、この時間的なものを見たら、これはとんでもない長時間、夜、しかも高校生になったらすごい深夜までやっているわけですね。そうすると、それは親御さんとどういうふう話し合いをして、結果が具体的にスマートフォンの適正な利用につながっているというようなデータが取ればいいかと、先ほどのお話で思いました。

それから、ここまで普及してしまうと、小学校で5割、中学校で4人に3人、高等学校にいたっては、ほぼ全員なんでしょう。そうすると、中学校で4人に1人は、まだ持ってないんですね。この持ってないことによって、持ってない人は、何かの不都合を感じているんでしょうか。それとも、感じないというのであれば、それも知りたいという気がしますね。高校の場合、この0.8%というのは希少価値じゃないですか。この人たちは、何で持たないで暮らせるんだろうと逆に思ってしまったり、それが変な話、いじめになってないんだろうかという心配は思うんですね。そこも、ここまで来たら、もう間もなく小学校も持っている子が多数派になるわけなので、そうすると、特に小学校の場合には、持ってないことによる少数の子のいじめの原因になっていくというのが、LINEはずしとか以前の問題で、LINEに入らないことがいじめとなるような、そういう状況は多数派になると出てくるんじゃないかと、そんな心配することと、それから、平均時間であるとか、利用時間であるとか、深夜まで使っているとか、いろいろありますが、それは歳を取ったからそう思うのか、健康について自覚はしているんですかね。目が疲れるとか。次の日まで夜遅くまでやってたら、ライトのせいもあってすぐに寝られないじゃないですか。あれって、子どもは寝られるのかな。わからないんですが、その辺の目が疲れるとか、次の日まで影響が残っているとか、そういう具体的な健康被害の状況というのも、そのアンケートに答えさせることによって自覚させるということも、私はあってもいいような気がするんですが、これは歳取ったからそう思うんでしょうか、子どもはそこがわからないんですね。ただ、長時間やっていたら、目にいいことは絶対ないだろうと思うし、そこが自覚させるという意味では必要かなという気がしました。

原田委員

私の家庭の場合は、比較的、多分、ほかの方の家庭に比べて、早いうちからケータイを持たせた家族だと思ってます。キッズ携帯から始まって、それは子どもの安全性を考えての親としての判断でしたし、キッズ携帯を持たせたことによって、流れ上、スマートフォンも早くから持っていました。

もちろん、この時代の中の利便性という意味においては、例えば、LINEもLINEでのいじめがフィーチャーされがちですが、例えば、うちの息子の場合は学校で

はちょっと具体的に個別の友達と相談し合えないことをLINEの中でしていたりとか、家族も言葉にしてなかなか表せないことが、文章だと伝えやすかったりとか、携帯電話が普及していく中で、悪いことばかりではないのも、前提に置かなければいけないと思います。

ただし、先ほどから話題になっている携帯電話というものを、ブルーライトを含め、自律神経への影響とか、これは医学的にもかなり周知されていることですし、それから、スマートフォンの使用時間と学力の部分も、横断的にしっかりと連結して考えていかなければいけないという意味においては、先ほどの具体的にどこの市がどういう取組をして、例えば、学力的に上がったのかとか、体力的、精神的なところでどういう反応が出たかというのは、すごく問題として多岐にわたっていて、そこら辺の具体例を踏まえていかないと、調査もなかなか有効的なものにならないのではないかなど。使用時間は何時間ですかとか、今、これはあくまでも使用状況とか時間とか、家族でルールを決めていますかですが、使っている子どもたちがパーセンテージ的に多い、学力が一体どうなんだとか、そういうところも含めて、教育委員会という立場からすると、考えていかなければいけないのかなと思います。

あと、本当に時代が時代ですので、学力面においては、スマートフォンによる、例えば、980円動画見放題スタディサプリとか、逆にもう高校なんかでもそういうものを上手に利用しているところもありますので、並行して。こういう調査は、どちらかという使い方デメリットを、保護者の側からすると、よくあるのは、「危険性」というところもありますが、そうではない部分と並行していっていかないと、この時代にはそぐわない指導方法になるんじゃないかと私は考えています。

#### 黒田委員

あくまでも参考までにとのことですが、これ、実際に小学校6年生の子どもさんを持つ親御さん、お母さんと子どもさんとの会話です。これは実際に私が耳にした会話ですが、子どもさんはケータイを持ちたいというふうに主張されていて、お母さんは持たせたくない。なぜ持たせたくないのかと聞いたときに、子どもはうまくお友達とコミュニケーションを取るのが苦手なお子さんで、逆に持つことで子どもさんに対する誹謗中傷を見る機会が増えてしまうんじゃないかというのをお母さんが心配されて、持たせたくないと言われていたんですね。なので、持たせることによってLINEなんかのグループ外しとかそういうことも起こり得ますが、逆に持たせることで、そういう機会を目にしてしまうことを親御さんが心配するというのもあるんだなというふうにして話を聞いていました。

あと、小学校、中学校に関しては、やはりご家庭のルールというか考え方というのが非常に大きく影響すると思います。なので、ここにも書いてある、今後の取組の中で、保護者への取組というの、非常に重要ではないかと私は感じています。具体的には何か思いつかないのですが、学校だけの問題もないし、教職員の先生方だけの問題でもなくて、保護者の意識を高めていく、何かこういうことにうまく取り組むことができればと、自分も一緒に考えていきます。

#### 岩崎委員

もう1点だけ。8ページの最後の「ケータイを使用するときの気持ち」というので、

中学校と高校の平成29年度の数字を比較したときに、調べものがすぐできるから使うんだというのは、中学校81%あって、高校になると74.5%に下がるという形で、高校のほうが調べものがすぐできるという使い方は、中学校に比べると、してないというふうに読めばいいのでしょうか。

そうだとすると、高校生までくると、中学校までのように何でもスマホでヤフー知恵袋みたいな世界ではなくて、ちょっと調べものをしようという学校での勉強の仕方を教えているのが功を奏しているのかなという気もするのですが、これはどういうふうに読めばいいんですかね。これは、これからの話だろうとは思いますが。このケータイを使用するときの気持ちの設問内容ももう少し聞きたいと思うんですが。発達段階に応じて数字が微妙に下がりますね。これは何が影響しているのかなというのは、もう少し深く見ておいてもいいのかなという気はしています。

大学などでも何かといたらパソコンで調べてコピペするので、最初にそれは重々言うわけですが、それでもどうしてもそれが中心になりますから、最近はいろんなところで卒論を逆に手書きしろというふうに指導するところも出てきていますね。そうじゃないと、すぐできてしまうから。引用を見破るソフトまで売っているわけですね。そういうのを県の検索ソフトにするぐらいになっていますから。本当に調べものがすぐできるというのが一番怖くて、それが高校になると、少し減っているんで、ちょっとホッとはしていたのですが。それが先生のご指導の賜物かどうかというのは、ちょっと知りたいところです。

#### 森脇委員

いずれにしろ、とてもいい、時宜にかなった調査をされたので、ぜひ、この調査を分析するときに、いろんな角度から分析をして、私はやはり今、ケータイの保持率とか、保持した年齢のところにフォーカスされているので、むしろ、全国学調で問題になってきた三重県の子どものそうした機器への接触時間の長さとか、それが6年生とか中3だけではなくて、全般にわたる問題なのだという観点での調査あるいは比較があるのかなと思います。そうすると、例えば時間規制みたいなほうに、少し政策的な意味があるという。もちろん、先ほど原田委員が言われたように、いい面もあるので。だけど、全体として見ると、そういう規制として必要だというふうに思って、時間規制ですね。保持率は仕方ないと思うので、時間をどうするかというところに問題を持っていくためのデータの分析の仕方を、ぜひしていただきたいと思いました。

#### 教育長

ほかにありますか。いろいろご意見も頂戴したので。

#### 生徒指導課長

まだまだ分析の余地があるなというふうに、今、いろいろご意見をいただいて思いました。特に健康や学力との相関というのは、私どもの課単独でできることでもありませんので、また関係課と連携しながら、そういったところも見せていただいて分析を進めて、この調査が生きてくるような形にしたいと思っていますし、前回、3年前にやって、3年経ってこんな状況というのを、同じ時期にほぼ同じ設問でさせていただきましたので、次回、どういうタイミングでどういう調査項目ですということもまた検討しながら考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

岩崎委員

前提で調査しないといけないようになってきたもんね。

教育長

ほか、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第43号 平成30年度三重県一般会計予算について（非公開）

議案第44号 平成29年度三重県一般会計補正予算（第8号）について（非公開）

藤森教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第45号 平成29年度三重県一般会計補正予算（第9号）について（非公開）

藤森教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第46号 三重県いじめ防止条例案（非公開）

山口生徒指導課長および小林子ども安全対策監が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第47号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

小見山教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第48号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）（非公開）

谷岡福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第49号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

谷岡福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第50号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

谷岡福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

**議案第51号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案**

(非公開)

谷岡福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

**議案第52号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案 (非公開)**

辻教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。